

「いのちの壺」 種粳提供に関する覚書

_____(以下甲という) と株式会社龍の瞳 (以下乙という)
とは水稻品種『いのちの壺』(以下「本品種」と称する) の種粳 (以下「本種粳」と称する)
の栽培について次の通り覚書を取り交わす。

第1条 (本覚書で提供する「本種粳」)

乙の販売する「本種粳」は、「いのちの壺」の発見者で唯一の原種管理者である株式会社龍の瞳代表取締役今井隆が提供した原原種により、委託を受けた原種管理者である株式会社神明稲育種研究所において原種管理された種粳由来のものである。

第2条 (甲の遵守事項)

- 1) 甲は、「本品種」の品種特性に合致した育苗、栽培をする。乙は甲に対して、当該種苗、栽培の指針・指標、基準等に関する情報を適宜提供する。
- 2) 甲は、乙の了解を得ずに本覚書で提供された「本品種」にかかる種粳 (以下、「本種粳」という) を第三者に譲渡してはならない。
- 3) 甲は、本種粳を本覚書の趣旨に則り、必要に応じ毎年乙から購入するものとする。
- 4) 甲は、本種粳が原種由来であることを乙が証明した書類を、産地銘柄に指定している登録検査機関に持参して、検査証明に資するようにしなければならない。

第3条 (乙の遵守事項)

- 1) 乙は、甲の本覚書の有効期間に属する年度の生産計画に必要な本種粳を、甲と打ち合わせの上で乙の出荷可能日に出荷する。
- 2) 乙は、甲に本種粳の栽培指導として本覚書で規定する原種管理された原原種由来の種粳の栽培に必要な最低限の技術情報を提供する。
- 3) 乙は、本種粳がいのちの壺の原種であることを証明するために、原種由来の証明を出すものとする。

第4条 (収穫玄米の販売等)

甲は、本覚書き締結後は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米は商標「龍の瞳」以外の商品として販売ができる。乙の要請があったとき、甲はその販売先について、開示するものとする。また、甲は「龍の瞳」がすでに販売されている先に新たに販売する場合は、乙に連絡し齟齬がないように努めるものとする。

甲は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米に、株式会社龍の瞳の所有する登録商標(登録第 4808726 号、4870276 号、5264869 号、以下「乙商標」という) 並びにかかる登録商標に類似の商標を使用して販売してはならない。

第5条 (本覚書の有効期間)

本覚書の有効期間は、契約締結日から翌年の3月末までとする。ただし、契約日が作付けの前年の場合は翌々年の3月末とする。有効期間満了日前1か月前までに書面による本覚書解除の申し出がない限り、本覚書と同一条件で自動的に1年間更新され、以降も同様とする。

甲が本覚書に違反して乙に損害を与えた場合は、乙に対してその損害を賠償しなければならない。また、甲が本覚書に違反した場合に、本規定による損害賠償の請求とともに、乙が本覚書を解除することを妨げない。

本種粳の販売価格については、税込み 1 kg 4,700 円、4 kg 袋で同 17,800 円とする。販売価格は、変更される場合がある。

第1条で定める原種の種籾以外の「いのちの壺」種籾を販売しているものが判明したときは、甲は速やかに乙に報告するものとする。乙は、いのちの壺の原原種由来の種籾と原原種由来ではない種籾とが、異なるものであることを周知徹底するように努めるものとする。

本覚書の有効期間内において、別紙ロゴマークを第4条で定める販売に際して原則使用することができる。乙は乙所有の登録商標である別紙のロゴマーク（登録第 5161758 号）を印刷した精米袋を下記の金額で販売し、甲は購入することができる。乙はシールも販売し価格は別紙の通りとする。甲は契約期限が過ぎて使用しなかった米袋やシールを速やかに乙に返却するものとし、第 4 条で定める本種粳を栽培し収穫した玄米、白米及びその他の米に使用してはならない。

いのちの壺の栽培にあたっては、甲は、自然環境にやさしい稲作を目指す理念にのっとり、少なくとも特別栽培米の基準を満たすよう努力しなければならない。

栽培に当たっては、日本国内のみとする。

本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙互いに誠意を持って協議解決する。

年 月 日

乙 〒509-2512
住所 岐阜県下呂市萩原町大ケ洞1068
株式会社 龍の瞳
代表取締役 今井隆 (印)
電話 0576-74-1191

	精米袋の価格	シールの価格
何れも税込	精米袋 2 kg 100 円	シール 1 kg 30 円
	精米袋 5 kg 170 円	シール 2 kg 50 円
		シール 3 kg 70 円
		シール 5 kg 90 円



いのちの粳商標マーク